柏座地区街づくり協議会ニュース

平成25年3月第4号 柏座地区街づくり協議会 会長 山嵜 義夫



(ご挨拶)

立春の候、柏座地区の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より柏座地区のまちづくりに、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。第7回柏座地区まちづくり協議会を、午後7時から午後8時30分まで、柏座公民館にて開催しました。また、第8回柏座地区まちづくり協議会は、3月14日(木)午後7時から柏座公民館にて開催いたします。

本地区の街づくりに関心を持っていただきたいと存じますので、是非、街づくり協議会に参加いただき、今後の街づくりにご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(第7回柏座地区街づくり協議会の報告)

地区計画の方針を確認した後、地区計画ミニ勉強会では以下の制限を街づくり協議会で勉強しました。

地区計画の方針(2月案)

地区計画の方針

【地区計画の方針】

○地区の目指すまちづくりの目標や将来像

地区計画の方針(2月案):太字部分を追記しました。

- ① 誰もが安全安心に住み続けられることのできるまちづくりを進めます。
- ② 建物等の更新に合わせて居住環境の整備を推進し防災性向上を図ります。
- ③ 緑豊かで環境にも配慮したゆとりある街並み形成を図ります。

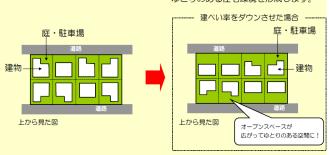
◆ 地区計画ミニ勉強会(第2回)

ミニ勉強会(第2回)・・・建ペい率の最高限度

■建ぺい率の最高限度を定めることで

(一般的な例です) 住宅地区において、緑やオープンスペースのある

ゆとりのある住宅環境を形成します。



建ぺい率をダウンさせることで緑地や低層住宅の住環境を守ります。

ミニ勉強会(第2回)・・・敷地面積、建築面積の最低限度

■敷地面積の最低限度を定めることで

(一般的な例です)

住宅の密集化を防ぎ、緑化スペースのある住環境を 維持していくために、一定の敷地面積の確保します。

例えば、<u>新たに敷地を分割する場合は</u> 最低限度として敷地面積を70㎡以上とします。



分割後の建築敷地の面積が 80㎡(ルール以上の面積)

60㎡ (ルール未満の面積)

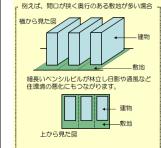
分割後

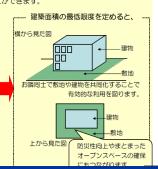
今ある敷地においては、面積にかかわらず建替えることが可能です。 建築敷地としては分割できませんが、所有権の移動や分筆などは可能です

ミニ勉強会(第2回)・・・敷地面積、建築面積の最低限度

■建築面積の最低限度を定めることで (一般的な例です)

建築面積の最低限度を定めることで、ベンシルビルを防止し、共同化等に よる土地の高度利用を促進することができます。





ミニ勉強会(第2回)・・・建物の高さ関係の制限

■建物の高さ制限を定めることで

(一般的な例です)

住宅地区では、建物の最高高さを制限することで地区の住環境に配慮することができます。

隣に高い建物が建った場合

地区計画で建物の最高限度を定めた場合





商業地区では、建物の一定以上の高さに制限することで、建物の 有効的な活用を図ります。





ミニ勉強会(第2回)

本日のまとめ

ミニ勉強会の復習と、柏座地区の地区計画のルール としての検討結果をまとめた一覧表です。 お手元の資料に 直接ご記入下さい!

地区計画のまちづくりルール

① 建ぺい率の最高限度

緑やオープンスペースのある
ゆとりある街並みを形成します!

② 動地面積又は建築面積の最低限度

は

② 敷地面積又は建築面積の最低限度 敷地の分割化・建物の建て詰まりを防ぎます!

③ 建築物の高さ関係の制限

型を確保した 住みかすい環境をつくります! (検討内容:

(あなたも街づくり協議会に参加しませんか)

皆さんのまちづくりの考えを反映させるために、街づくり協議会に参加してみませんか。

上尾市まちづくり計画課 TEL 048-775-7629 mails351000@city.ageo.lg.jp FAX048-775-9872